

# 令和6年度 大津市立晴嵐小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、晴嵐小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、晴嵐小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

## 目次

<b>1</b>	<b>いじめ問題に関する基本的な考え方</b> ・・・・・・・・・・	<b>2</b>
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
<b>2</b>	<b>「いじめ対策委員会」の設置</b> ・・・・・・・・・・	<b>8</b>
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
<b>3</b>	<b>その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b> ・・・・・・・・	<b>9</b>
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
<b>4</b>	<b>いじめ防止等に向けた年間計画</b> ・・・・・・・・・・	<b>10</b>
<b>5</b>	<b>その他（資料等）</b> ・・・・・・・・・・	<b>11</b>

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	<b>【重点・必ず実施を】</b> いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ 児童会が掲げるスローガンのもと、各委員会が学校生活をよりよくするための取組を行う。 ・ 生活目標に「言葉」「友だち」を掲げ、学級でいじめストップについて話し合う機会を持つ。

		・人権週間では、発達段階に応じた人権学習を行い、標語やポスターを作成し、掲示・発表の場を設ける。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年間を通じて、「友だち・言葉・物・時間」の4つの生活目標を掲げ、子どもたちが自らの学級・学校生活をよくしていくために、学級で話し合い、目標を設定し、月末には振り返りを行う。

## ② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の自治活動(学級会、委員会活動、クラブ活動、たてわり活動)の中で、集団生活や人間関係の課題を見つけ、解決するための話し合い活動の時間を保障する。</li> <li>・よりよい子ども同士のコミュニケーションが進むように、自分が発する言葉の大切さを教えていく。</li> </ul>
37	<b>【重点・必ず実施を】</b> インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年の発達段階に応じて、学級担任が情報モラルの授業を行う。(3年生以上)</li> <li>・4年生以上においては、オンラインゲームの話題を含めた情報モラル教育を行う。</li> <li>・6年生においては、外部講師を招き、スマートフォンなどにまつわる情報モラル教室を行う。</li> </ul>
38	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、誰でも悩むことはあるということへの理解を促す。</li> <li>・相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行う。</li> <li>・5, 6年生を対象に弁護士を招いた出前授業を実施する。</li> <li>・4年生を対象に、SCと共同で心理授業を行う。</li> </ul>
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の道徳教育推進教員を中心に研修を行う。</li> <li>・全学年で命の尊さに関する道徳の授業を定期的を実施し、年1回は授業参観日に実施する。</li> <li>・各学年の発達段階に応じて、道徳の時間にいじめを題材にした授業を行う。</li> </ul>
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いのよさを認め合う場として、各学級でよい行動を見つけて紹介し合う場を設ける(帰りの会など)。</li> <li>・2学期中に全学年で、「共生社会」または「障害者理解教育」に関わる授業を道徳で行っていく。</li> </ul>
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究テーマ「豊かな学校生活につながる自発的・自治的集団の育成～児童の必要感を大切に授業づくりを通</li> </ul>

	が尊重される学級づくりの推進	して～」を目指し、子ども同士が学び合い、支え合いながら学習を進める授業の研究を進める。 ・係活動や当番活動を工夫し、全員が自分の役割を果たし活躍できるようにする。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・遊びを主としたたてわり活動を通して、異学年の交流や仲間づくりをして子ども同士の結びつきを深める。 ・6年生が手本となって、1年生に清掃活動のよりよい方法を伝える。

### ③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・本校のいじめ防止基本方針について、年度当初の懇談会を通じて保護者に、学校運営協議会・学校協力者会議を通じて地域関係者に、説明を行う。また、ホームページに掲載する。
44	<b>【重点・必ず実施を】</b> 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。 ・学校だよりや生徒指導だより、懇談会の機会を利用して保護者への啓発を行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度当初や学期初めにいじめ対応について研修を行う。 ・5月、本校のいじめ防止基本方針について研修を行う。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・いじめ対策に関わって、学年団を中心に複数の教員で組織として対応し、子どもを見守る。 ・定期的にいじめ対策委員会を開き、気になる子どもについて情報を交流したり、防止策や対応策について協議したりする。

### ④ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	・学級担任が気持ちに余裕を持って子どもの前に立てるよう、学級担任の事務仕事や会議時間の効率化について、学校全体で支援する。

\*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	<b>【重点・学期に1回以上は必ず実施を】</b> いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・いじめ防止啓発月間の6月、10月と夏休み明けの9月に児童アンケートを実施する。記入にあたっては周囲を気にすることなく安心して記入できる環境で行う。 ・アンケートをもとに教育相談を行い、子どもの状況を把握する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・担任を中心に学年団、教務など複数の目で児童の変化を見守り、情報を共有する。 ・気になる点があれば、速やかに個別に面談を行う。 ・学期に1回、子どもとの教育相談ふれあい月間を設ける。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・子どもの些細なサインを見逃さないためにも、登下校時の校門やピロティ付近での挨拶運動、校舎内の巡回、教務や支援員を中心とした学級の様子の見守り活動を実施する。

50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・気になる子どもについては、日頃から家庭と連携して情報交流することで、子どもの状況や様子を把握する。
----	----------------------	--

## ② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援コーディネーターは、組織として対応できるように、いじめの疑いも含めて、聞き取りシートを活用して情報の集約を行い、いじめ対策委員会で対応について検討する。</li> <li>・毎週金曜日11:20～、および緊急時にいじめ対策委員会を開催し、情報の共有を図るとともに指導方針や子どもへの対応について検討し、共通理解を図る。</li> <li>・いじめ事案については、内容に応じて子ども支援コーディネーターから全教職員に知らせて共有を図る。</li> </ul>
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌授業日中に教育委員会に事案概要を報告する。</li> </ul>
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、「いじめの観点」も入れて各学年から「気になる子」をあげ、子どもについての情報交流を行う。</li> <li>・保幼小連絡会、小中連絡会を行い、情報を共有する。</li> </ul>

## ③ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の教育相談ふれあい月間では、<b>全児童</b>と個別の相談を行う。またその期間中、児童との面談時間確保のために、掃除時間を減らして、昼休みを長めに設けるなどの日程変更を行う。</li> </ul>

### (3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や

訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

## ① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	<b>【重点】</b> 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめやいじめの疑い事案が発生した場合は、速やかに緊急のいじめ対策委員会を開き、情報の共有、指導方針の確認、今後の対応の検討、役割分担を行う。</li> <li>・一週間に一度、定例のいじめ対策委員会を開き、いじめ事案だけでなく気になる児童について、それぞれの担当から情報を出し合い、今後の対応について共有する。</li> </ul>
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年団や教務が連携し、複数で丁寧に聞き取りを行い、確かな事実をつかむ。</li> <li>・加害児童への指導の際は、いじめ行為に対してしっかり考えさせ、自分の言葉で反省する機会を持たせる。</li> </ul>
56	インターネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを確認した時は、現物を写真に残し、どこまで拡散しているのか調べる。情報モラルについての指導を行い、保護者の面前で削除をさせる。事案によっては警察とも連携する。</li> </ul>
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大ないじめ事案が発生した時は、迅速にアンケート調査を行い個別面談を実施するなどして、事実確認・実態の把握をする。</li> </ul>
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載され</li> </ul>

		た文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・いじめ事案が生じた時は、保護者に事実確認できたことや指導方針、内容、今後の支援等について伝える。情報交流をする上でも、家庭訪問をする際は複数で対応し、一定の解決が図られた後も保護者と連携していく。

## ② その他（学校独自の取組）

① 取組目標	
学校独自の取組	・「その日のうちに」「複数で」対応する。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

### （1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### （2）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

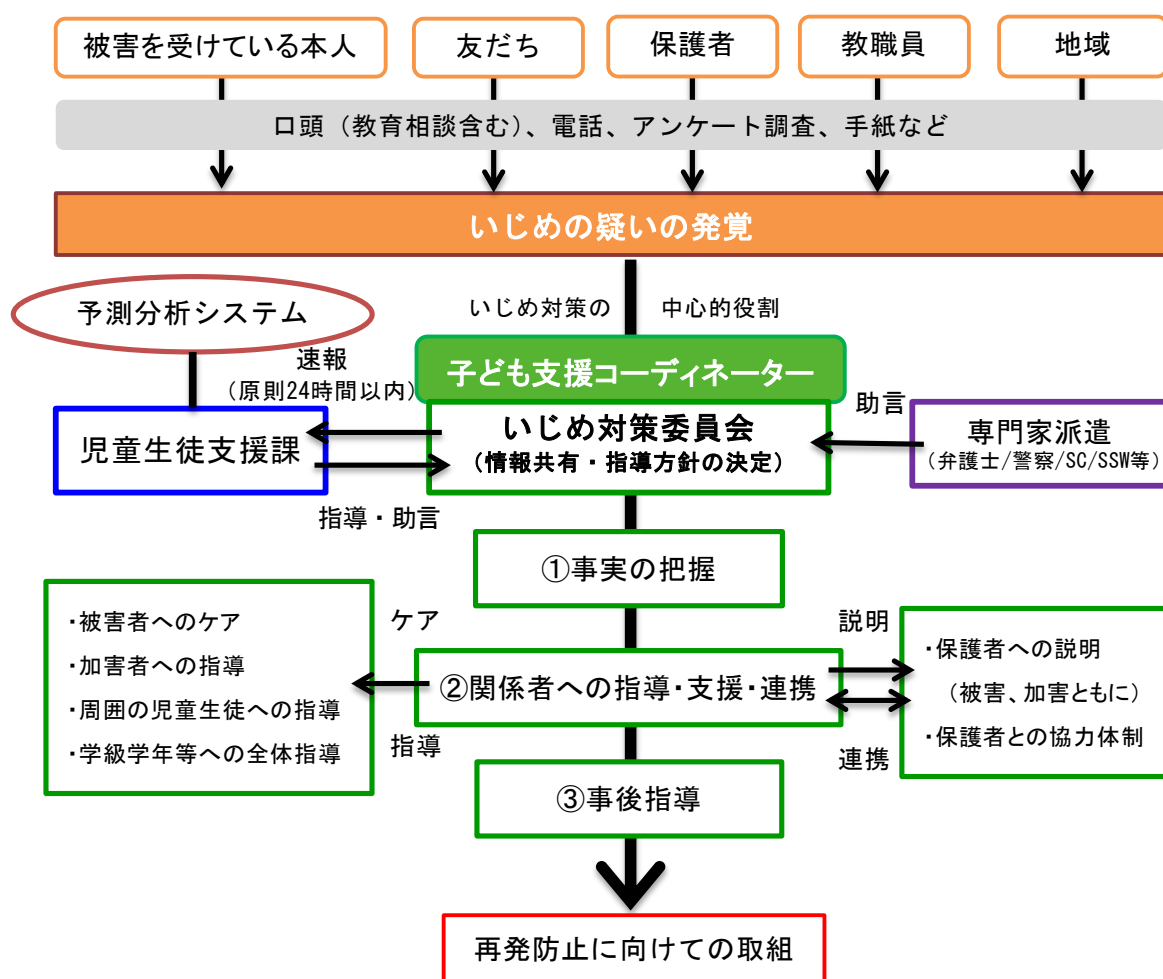
また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

### （3）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、特別活動部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。



(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校運営協議会委員とします。

### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、

年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議 <いじめ防止基本方針・いじめ対応マニュアル> (①・②・③) 職員研修 いじめ疑いの対応について (①・②・③・④)	
5	保護者個別懇談会 (②) 職員研修<いじめ防止基本方針・いじめ対応リーフレット> (①・②・③) 晴嵐の子どもを語る会 (①) 拡大いじめ対策委員会 (④)	・特別支援教育に関連した研修
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 児童アンケート (②) 教育相談ふれ合い月間 (②・③)	・児童会と学級活動を中心にした取組の実施 ・特別支援教育に関連した研修
7	保護者懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・外部講師による生徒指導研修 ・情報モラル教育に関連した研修
9	職員研修 いじめ事案の現状と対策 (①・②・③・④) 夏休み明けアンケート (②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 児童アンケート (②) 教育相談ふれ合い月間全員面談 (②・③) 保護者向け教育相談会 (②・③)	・児童会と学級活動を中心にした取組の実施
11	人権週間に向けての人権学習 (①) 拡大いじめ対策委員会 (④) 心理授業 (①)	・人権教育部とタイアップした取組
12	人権作品の発表 (①) 保護者個別懇談会 (④)	
1	職員研修 いじめ事案の現状と対策 (①・②・③・④) 保護者アンケート (②・③・④) 教職員アンケート (①・②・③・④)	
2	教育相談ふれ合い月間 (②・③) 拡大いじめ対策委員会 (④)	
3	保護者懇談会 (④)	
年間を通じて	・朝のあいさつ運動、名札・下駄箱チェック (①・②) ・たてわり活動 (①) ・いじめ対策委員会 (①・②・③) ・職員会議、生徒指導部会での「気になる子」交流 (①) ・聞き取りシート (③)	

- ※いじめの未然防止に関すること…①
- いじめの早期発見に関すること…②
- いじめの早期対応に関すること…③
- いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

**5. その他（資料等）**

聞き取りシート（R6年度版）

※回覧 管理職（教頭 学校長）⇒ 子ども支援 C0	R6改訂版
↓	
教務（教務主任 生徒指導 教育相談 特別支援 Co 養教）⇒ 学年(しいのみ) 1 2 3 4 5	

**※取り扱い注意 記入者→教務（子ども支援 C0）または管理職に手渡し**

**聞き取りシート**

聞き取り日時	年 月 日 ( ) : ~ :	場所	
聞き取った教員（記録者）			
児童生徒名	年 組	（被・加・その他）	
発覚の経緯			

**聞き取った内容（基本は5W1H 手紙や連絡帳があればコピーをつけて）**

（明確に…「いつ」「どこで」「誰から誰に」「されたこと」「したこと」「見たこと」「聞いたこと」「感じたこと」「思い）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> </div>	{ 登校中 下校中 授業中（何時間目） 休み時間（朝、長休み、昼休み、5分休憩） 給食中 清掃中 放課後 休日 その他 ( ) }
--	--

<p>【備考】 児童生徒への指導（あり・なし） 保護者への連絡（あり・なし） その内容を記載</p>
--